

## 特殊車両通行申請から許可（不許可）までの標準処理期間について

標題についての標準処理期間については、下表のとおりとします。

標準処理期間

申請内容	標準処理期間
新規・変更	3週間以内
更新	2週間以内

- 注1. 標準処理期間とは、窓口申請は窓口で受理した日、オンライン申請は到達日の翌日から許可証・不許可通知発行までの期間を言います。
- 注2. 審査により他の道路管理者へ個別協議を行い回答があるまでの期間については標準処理期間には含まれません。
- 注3. 申請受理後に申請経路や車両諸元などに変更が生じた場合は標準処理期間の適用となりません。
- 注4. 車両諸元が超寸法車両及び超重量車両となる申請は、標準処理期間の適用となりません。
- 注5. **大型車誘導区間の申請については下記URLサイトにて確認ください。**  
[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/oogatashayudo\\_pr.html](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/oogatashayudo_pr.html)

以 上

名古屋国道事務所 交通対策課  
特殊車両係  
問合せ先 Tel. 052-853-7327